

不妊治療費の助成について

● 一般不妊治療

不妊や不育に悩んでいるご夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。

■ 対象者

- ・ 左記の全ての要件を満たす方
- ・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること
- ・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が和歌山県内に1年以上住民登録していること
- ・ 各種医療保険に加入されていること
- ・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること

● 特定不妊治療

体外受精および顕微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。助成は、和歌山県特定不妊治療費助成事業に上乘せする形でいきます。

■ 対象者

- ・ 左記の全ての要件を満たす方
- ・ 特定不妊治療以外の治療法によつては妊娠の見込みがないか、または、極めて少ないと医師に診断された方
- ・ 法律上の婚姻をしているご夫婦であること
- ・ 指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ・ 夫または妻のいずれか一方、あるいは両者が日高町に住民登録があること
- ・ 夫婦の前年度の合計所得が730万円未満であること
- ・ 和歌山県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成金の交付を受けている方

■ 助成内容

和歌山県特定不妊治療費助成要綱の助成額を控除した額を、10万円を限度に助成します。

■ 助成回数

- ・ 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が
 - ・ 40歳未満
 - ・ 43歳になるまでに通算6回
 - ・ 40歳以上43歳未満
 - ・ 43歳になるまでに通算3回
 - ・ 43歳以上
- 助成対象外

■ 申請方法

治療が終了した日の属する年度内に御坊保健所へ申請して頂くと、町の助成の申請ができません。(3月に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末まで申請が可能です)

申請書および関係書類について、詳しくは健康推進課(☎63・3801)まで。

要介護認定を受けよう みなむく

新規の要支援・要介護認定を受けられた方には、町から通知する認定等結果通知書とともに「介護保険負担割合証」を交付します。負担割合は、個人の所得で決まるので、同じ世帯でも負担割合が異なることがあります。有効期間は、認定の日から直近の7月31日までとなっています。また、前年の所得などで負担割合が決定します。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用するときに自己負担割合を示す証明書になります。介護保険の保険証とともに介護保険サービス事業所に必ず提示ください。

■ 申請方法

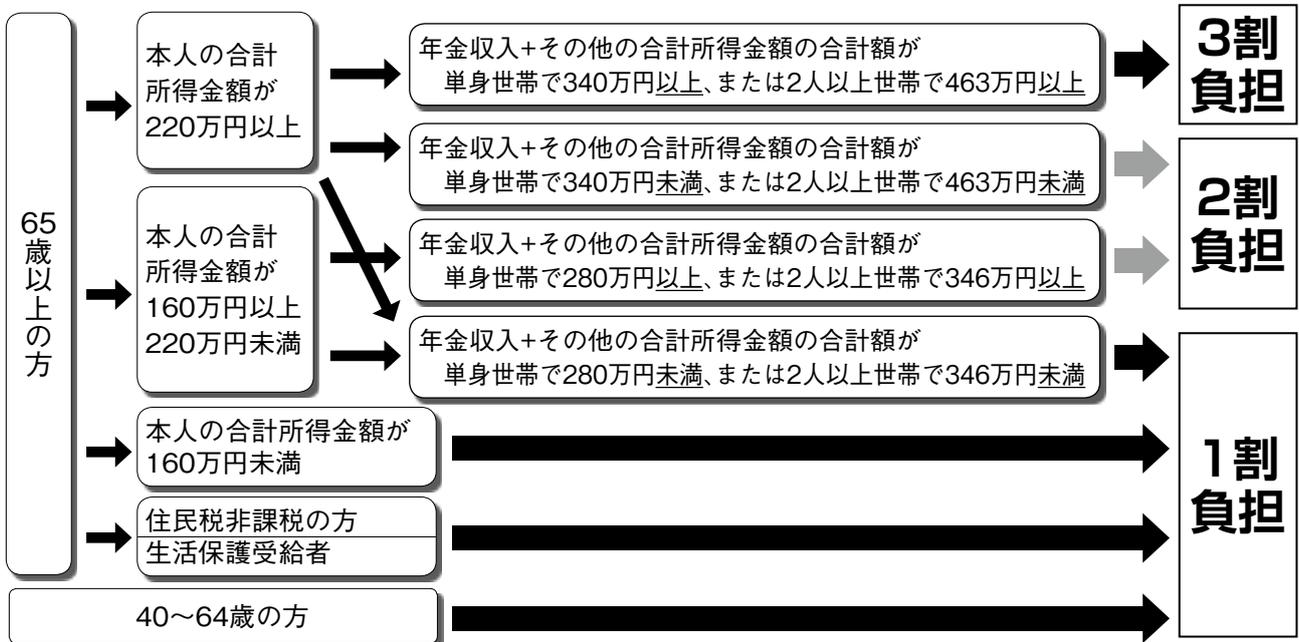
治療終了後、申請書に関係書類を添付して3月末までに健康推進課へ申請してください。



介護サービスの負担割合が変わります

法改正により、平成30年8月から65歳以上で要支援・要介護認定を受けている皆さまのなかで「一定以上所得者」であって2割負担の方のうち、特に所得の高い方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担割合が3割になります。

負担割合の判定方法



紀勢本線を利用しよう

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとってはなくてはならない大切な交通手段です。



しかし、近年道路交通網の進展により、紀勢本線の乗降客数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を、地域で支えることも必要です。私たち地域の鉄道を守るためにも、旅行などお出かけの際には、

- ☆ 安全性が高い
- ☆ 地球環境への影響が少ない
- ☆ 渋滞なしで時間に正確

といった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

【紀勢本線活性化促進協議会】

仕事のご依頼をお待ちしています！

センターには、永年の職業を通じて豊かな経験と能力をもつ高齢者の方々が会員として登録されており、多岐にわたる仕事が可能です。



仕事のご依頼のほか、会員への登録についてなど、詳しいお問い合わせ、お申し込みは下記連絡先までお願いします。

〒649-1213 日高町大字高家630番地
(日高町農村環境改善センター内)
月曜～金曜 9:30～12:00 13:00～16:00
(昼休みは不在)

日高町シルバー人材センター

☎70・0385

E-mail: hidakacho.sjc@za.ztv.ne.jp